

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第三十号

### 広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表総務局の項中「分権改革課」を「地方分権推進課」に改め、同表農林水産局の項中「農業販売戦略課」を「販売推進課」に、「林業課、森林保全課、水産課」を「水産課、林業課、森林保全課」に改め、同表土木局の項中「港湾企画整備課」を「港湾漁港整備課」に改める。

第八条総務課の項中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 総務事務所における臨時の職員、非常勤の嘱託員及び再任用の職員の任免に係る事務の集中処理に関すること。（総務事務課の所掌に属するものを除く。）

第八条税務課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条経営企画チームの項に次の一号を加える。

六 総合特区計画に関すること。

第八条分権改革課の項を次のように改める。

地方分権推進課

一 地方分権改革の推進に関すること。

二 知事会議及び地方行政連絡会議に関すること。

三 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）に関すること。

第九条国際課の項第八号中「財団法人ひろしま国際センター」を「公益財団法人ひろしま国際センター」に改める。

第十条循環型社会課の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）に関すること。

第十一条子ども家庭課の項第一号中「他局及び」を削り、同項中第二十一号を第二十二号とし、同項第二十二号中「財団法人ひろしま子ども夢財団」を「公益財団法人ひろしま子ども夢財団」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 働く女性の支援に関すること。

第十一条医療政策課の項第十号中「財団法人広島県地域保健医療推進機構」を「公益財団法人広島県地域保健医療推進機構」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 広島県健康福祉センターに関すること。

第十一条健康対策課の項第十三号中「農業販売戦略課」を「販売推進課」に改め、同項第十八号中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）」に、「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号」に改め、同項中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。

第十一条地域福祉課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条障害者支援課の項第一号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第十二条商工労働総務課の項第六号中「農業販売戦略課」を「販売推進課」に改め、同条雇用労働政策課の項中第二十八号を削り、第二十七号を第二十九号とし、第九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律百十三号）に関すること。

九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に関すること。

第十二条産業政策課の項中第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 産業デザインに関すること。

第十二条産業人材課の項を次のように改める。

産業人材課

産業人材の育成支援及び確保に関すること。

第十二条ひろしまブランド推進課の項第二号中「農業販売戦略課」を「販売推進課」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条観光課の項第二号中「観光振興事業の振興」を「観光振興」に改める。

第十三条農林水産総務課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の指導に関すること。（農林水産局中他課の所掌に属するものを除く。）

第十三条園芸産地推進課の項第二号中「農業販売戦略課」を「販売推進課」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に関する  
こと。（米穀の流通の監視に係るものに限る。）

第十三条園芸産地推進課の項に次の七号を加える。

五 食の安全・安心に関すること。（健康福祉局食品生活衛生課の所掌に属するものを  
除く。）

六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十  
五号）に関すること。

七 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）に関すること。

八 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年  
法律第二十六号）に関すること。

九 農用地に係る土壌の保全に関すること。

十 環境保全型農業の推進に関すること。

十一 有機性資源循環利用の推進に関すること。

第十三条農業販売戦略課の項を次のように改める。

販売推進課

一 農水産物の販売力強化及びブランド化に関すること。

二 農水産物の海外への販路開拓に関すること。

三 農水産物流通行政の企画及び総合調整に関すること。

四 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関すること。

五 ひろしまフードフェスティバルに関すること。

六 広島ブランドショップの農林水産物等の物産販売に関すること。

七 卸売市場に関すること。

八 食農教育の推進に関すること。

九 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利  
用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に関すること。

十 ひろしま産地消推進県民条例（平成二十三年広島県条例第二十四号）に関するこ  
と。

第十三条農業技術課の項第十四号中「（平成六年法律第百十三号）」を削り、「こと。」  
の下に「（園芸産地推進課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条畜産課の項第二号  
中「農業販売戦略課」を「販売推進課」に改め、同条中林業課の項、森林保全課の項及び水  
産課の項を削り、農林整備管理課の項の前に次のように加える。

水産課

一 水産業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

二 水産物の生産及び流通に関すること。（販売推進課の所掌に属するものを除く。）

三 栽培漁業に関すること。

四 内水面漁業に関すること。

- 五 水産業改良普及事業に関すること。
- 六 新規漁業就業者等担い手の育成及び指導に関すること。
- 七 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）に関すること。
- 八 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に関すること。
- 九 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に関すること。（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第九十八号）第一条第四号に規定する動物の飼料に係るものに限る。）
- 十 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に関すること。
- 十一 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）に関すること。
- 十二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）に関すること。
- 十三 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）に関すること。
- 十四 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）に関すること。
- 十五 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）に関すること。
- 十六 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）に関すること。
- 十七 小型漁船の総トン数の測度に関すること。
- 十八 漁業金融に関すること。
- 十九 駐留軍及び自衛隊に係る漁業の損失補償に関すること。
- 二十 外海及び海外出漁の指導に関すること。
- 二十一 水産関係団体等の指導に関すること。（団体検査課の所掌に属するものを除く。）
- 二十二 水産基盤整備事業の推進に関すること。（土木局の所掌に属するものを除く。）
- 二十三 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。
- 二十四 漁場環境の保全及び創造に関すること。
- 二十五 広島県栽培漁業センターに関すること。
- 二十六 広島海区漁業調整委員会に関すること。
- 二十七 広島県内水面漁場管理委員会に関すること。

#### 林業課

- 一 林業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
- 二 県産材の販売体制の確立及び販売戦略の強化に関すること。
- 三 林業普及指導事業に関すること。
- 四 森林計画の編成及び運営に関すること。
- 五 市町村森林整備計画及び森林経営計画に関すること。
- 六 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること。
- 七 入会林野等の高度利用に関すること。

- 八 林業金融に関すること。
  - 九 林業労働に関すること。
  - 十 林業用の種苗に関すること。
  - 十一 林産物の生産及び流通に関すること。
  - 十二 林業・木材産業等振興施設整備事業に関すること。
  - 十三 林業従事者の育成及び指導に関すること。
  - 十四 林業・木材関係団体等の指導に関すること。（団体検査課の所掌に属するものを除く。）
  - 十五 造林事業に関すること。
  - 十六 ひろしまの森づくり事業（県産材の消費拡大支援に係るものに限る。）に関すること。
  - 十七 林道事業に関すること。
  - 十八 間伐の促進に関すること。
  - 十九 広島県森林審議会に関すること。
- 森林保全課
- 一 緑化及び県民参加の森づくりに関すること。
  - 二 ひろしまの森づくり事業に関すること。（林業課の所掌に属するものを除く。）
  - 三 森林病虫害等の防除に関すること。
  - 四 森林火災予防の指導に関すること。
  - 五 森林国営保険に関すること。
  - 六 県営林の管理及び経営に関すること。
  - 七 水源林造成事業の推進に関すること。
  - 八 財団法人広島県農林振興センター等の分収造林に関すること。
  - 九 民有林の開発規制に関すること。
  - 十 保安林及び保安施設地区に関すること。
  - 十一 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）に関すること。
  - 十二 治山事業に関すること。
  - 十三 地すべりの防止に関すること。（森林の保全に係るものに限る。）
  - 十四 広島県緑化センターに関すること。
  - 十五 広島県立広島緑化植物公園に関すること。
- 第十四条土木総務課の項第六号中「農林水産局及び」を削り、同項第十三号中「財団法人広島県下水道公社」を「公益財団法人広島県下水道公社」に改め、同条道路河川管理課の項第六号中「水産課及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条河川課の項第二号中「水産課及び」を削り、「並びに港湾企画整備課」を「及び港湾漁港整備課」に改め、同条港湾振興課の項第一号中「港湾管理者」の下に「及び漁港管理者」を加え、同項第二号中「水

産課及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項第三号中「港湾施設」を「港湾及び漁港施設」に改め、「港湾管理者」の下に「及び漁港管理者」を加え、同項第十一号中「港湾」の下に「及び漁港」を加え、同条港湾企画整備課の項を次のように改める。

港湾漁港整備課

一 港湾及び漁港施策の企画、調査及び総合調整に関すること。

二 港湾及び漁港施設の整備に関すること。

三 海岸の計画及び整備に関すること。（農林水産局農業基盤課及び河川課の所掌に属するものを除く。）

四 水産基盤整備事業の推進に関すること。（漁港施設の整備に係るものに限る。）

五 港湾調査に関すること。

六 広島県広島港地方港湾審議会、広島県尾道糸崎港地方港湾審議会及び広島県福山港地方港湾審議会に関すること。

七 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）に関すること。

第十四条下水道公園課の項第十号中「財団法人広島県下水道公社」を「公益財団法人広島県下水道公社」に改める。

第十八条会計総務課の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 使用料及び手数料の徴収に関すること。

第十八条総務事務課の項第二号中「（会計総務課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 契約事務の企画立案及び指導に関すること。（建設工事に係るものを除く。）

第十九条第一項の表健康福祉局の部障害者支援課の款広島県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同表土木局の部中「港湾企画整備課」を「港湾漁港整備課」に改める。

第三十一条の表広島県西部県税務所の項中「軽油税課」を削る。

第三十二条広島県西部県税務所の部個人課税課の項に次の一号を加える。

五 軽油引取税の免税証の管理に関すること。

第三十二条広島県西部県税務所の部軽油税課の項を削る。

第三十五条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること。

第三十七条広島県西部県税務所東広島分室の部納税課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同部軽油調査課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること。

第三十七条広島県西部県税事務所東広島分室の部軽油調査課の項に次の一号を加える。

五 軽油引取税の免税証の管理に関すること。

第四十二条、第五十二条、第五十七条、第六十七条及び第六十九条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第一百条の表広島県東部建設事務所三原支所の項中「、野間川ダム建設事業課」を削る。

第一百一条広島県東部建設事務所三原支所の部野間川ダム建設事業課の項を削る。

第一百三三条中「及び仁賀ダム」を「、仁賀ダム及び野間川ダム」に改め、同条の表に次のように加える。

広島県東部建設事務所三原支所	広島県東部建設事務所三原支所	三原市久井町
野間川ダム管理事務所		

第一百七七条第二号中「分権改革課」を「地方分権推進課」に改める。

第二百二十五条に次の一号を加える。

四 広島ヘリポートの整備に関する工事の調査、設計及び実施に関すること。

第三百三十条第二項の表西部工業技術センターの部中「金型加工プロジェクトチーム」を「産業用ロボットプロジェクトチーム」に改め、同表東部工業技術センターの部中「加工技術

「加工技術研究部

研究部」を エル・イー・ディーブ に改める。

プロジェクトチーム」

第三百三十一条第二項西部工業技術センターの部生産技術アカデミーの款金型加工プロジェクトチームの項を次のように改める。

産業用ロボットプロジェクトチーム

一 産業用ロボットに係る試験研究及び技術指導等に関すること。

二 産業用ロボットに係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

第三百三十一条第二項東部工業技術センターの部に次のように加える。

エル・イー・ディープロジェクトチーム

一 特殊エル・イー・ディー照明の開発に係る試験研究及び技術指導等に関すること。

二 特殊エル・イー・ディー照明の開発に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

第四百四十三条第七号中「障害者自立支援法に」を「障害者総合支援法に」に、「障害者自立支援法施行令第一条第三号」を「障害者総合支援法施行令第一条の二第三号」に改め、同条第八号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第四百四十五条総務企画課の項第九号中「障害者自立支援法に」を「障害者総合支援法に」に、「障害者自立支援法施行令第一条第三号」を「障害者総合支援法施行令第一条の二第三号」に改め、同条地域支援課の項第七号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第四百四十七条第四号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第五号中「障害者自立支援法に」を「障害者総合支援法に」に、「障害者自立支援法施行令第一条第二号」を「障害者総合支援法施行令第一条の二第二号」に改め、同条第六号及び第七号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

七 学校評価制度に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。